

議案議決結果

市長提出

12月定例会

議第85号	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	12月22日	可決
議第86号	住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件	12月22日	可決
議第87号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	12月8日	同意
議第88号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	12月8日	同意
議第89号	市道の路線の認定の件	12月22日	認定
議第90号	平成12年度山梨県都留市一般会計補正予算(第3号)	12月22日	可決
議第91号	平成12年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第3号)	12月22日	可決
議第92号	平成12年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	12月22日	可決
議第93号	平成12年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	12月22日	可決
議第94号	平成12年度都留市水道事業会計補正予算(第1号)	12月22日	可決
議第95号	平成12年度都留市病院事業会計補正予算(第1号)	12月22日	可決
議第96号	都留市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	12月22日	可決
議第97号	都留市長等の給与条例中改正の件	12月22日	可決
議第98号	都留市教育委員会教育長の給与及び旅費条例中改正の件	12月22日	可決
議第99号	都留市職員給与条例中改正の件	12月22日	可決
議第100号	平成12年度山梨県都留市一般会計補正予算(第4号)	12月22日	可決
議第101号	平成12年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第4号)	12月22日	可決
議第102号	平成12年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月22日	可決
議第103号	平成12年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予(第3号)	12月22日	可決
議第104号	平成12年度都留市水道事業会計補正予算(第2号)	12月22日	可決
議第105号	平成12年度都留市病院事業会計補正予算(第2号)	12月22日	可決

一般質問

十二月十四日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



IT革命の推進

について

山本 日出夫 議員
国田 正己 議員
志村 弘 議員
小林 義孝 議員

たらしめております。

問 二十一世紀の私たちの生活と社会を一変させる可能性をはらんでいるIT革命の進行によって生産、消費、通信、娯楽の形態が根本的に構造変化し始めており、世界はまさに産業革命の新しい潮流、新しい政治形態、新しい発展段階に突入しようとしています。

私たちの生活に新たなコミュニケーションを開く手段として、あるいはビジネスを効率化する手段として、新たなコミュニケーションを生み出す手段として、また、個人が社会に参加する手段として、等々、大きな可能性と広がりをも

基礎技能を習得するためのIT講習はどのように実施されるのか具体的に聞かせ下さい。

答 マルチメディア技術の進歩とインターネットの普及を主要因とする近年の情報通信技術の飛躍的発展、いわゆるIT革命の進展は、市民生活や行政の在り方に大きな影響を及ぼしております。

IT革命の飛躍的推進は、日本新生の最も重要な柱であるという認識から、政府においては、本年七月に「IT戦略本部」を設置し、子どもからお年寄りまでの全ての国民がIT革命の恩恵を享受できるように「日本型IT社会」の実現に迅速かつ重点的に取り組むこととし、去る十一月二十九日には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」いわゆる「IT基本法」が制定されたところであります。

また、IT革命に対応するためには、地域住民に身近な地方公共団体の取り組みも極めて重要な役割を果たすことから、自治省において「地域IT推進本部」を設置して、地方公共団体の情報化施策を支援するため、去る八月に「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を示したところであります。

今後、各地方公共団体においては、この指針を受け、来るべき二十一世紀においてIT革命に対応した、情報化施策を総合的に推進していくことが求められております。本市におけるIT普及への施策

につきましては、平成十一年度に郵政省の補助を受け、地域インターネット基盤整備事業に取り組み、市役所、文化会館、いきいきプラザ都留、都留文科大及び南都留合同庁舎の公共施設の間に光ファイバー専用線による大容量高速情報ネットワークで接続いたしました。

さらに、平成十二年度におきましても同事業の採択を受け、新たに市立病院、うぐいすホール、東桂地域コミュニケーションセンター、東桂小学校、東桂中学校、谷村第一小学校を接続し、光ファイバー通信網の拡充を図っております。

この光ファイバー専用線による大容量高速情報ネットワークの構築により、動画情報の受発信が可能となり、各施設間においてテレビ会議を利用した健康・福祉・介護・医療相談、語学教育・生涯学習講座や災害時の情報の共有化などが実現されることとなります。

今後は、行政の情報化といたしまして、南都留合同庁舎を経由して県庁を拠点とした「地域公共ネットワーク」との接続、さらには国が進めている「総合行政ネットワーク」にも接続可能となるものであります。

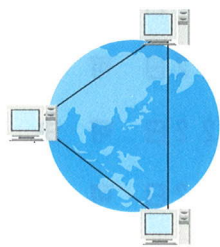
また、地域インターネット基盤整備事業により、本年八月に文化

会館三階に整備した情報未来館は、開館以来十一月末までに登録者数三千五百三十一名、利用者数延べ八千二百三十名と多くの皆様にご利用をいただき、市民の皆様の情報活用能力の向上に大いに貢献しております。教育現場におきましても平成九年度より本年度までに、最新の情報教育に対応できるように、市内の小中学校十一校のパソコン機材の入れ替えを実施いたしました。さらにパソコン教室にネットワークを構築し、都留文科大情報センターとの接続を行い、インターネット接続環境の整備などの情報教育の推進に努めるとともに、教育研修センター内に情報教育研究委員会を設け、現職教員に対し情報教育の講習会を開催するなど、指導者の育成も併せて行っております。

将来的に全校に校内ネットワークを構築し、どこからでも情報の受発信が速やかに行えるよう整備を図っております。

また、IT基礎技能の住民への早期普及を図ることを目的としたIT講習会につきましては、十二年度、国の「情報通信技術講習推進特別交付金」を取り入れ、情報未来館において来年二月と三月に一講座十二時間を単位に定員二十名の講習会を二回開催し、パソコンの基本操作、ワープロ文書の作成、インターネットの利用及び電子メールの送受信に係る技能を習得していただくよう実施してまいります。

引き続き十三年度に実施するIT講習会につきましては、情報未



来館・都留文科大・小中学校の
情報機器を活用し、十二年度に実
施する講習会を基に、六十講座開
催する予定で現在、準備を進めて
おります。高齢者をはじめ一人
でも多くの市民の皆様に、この講習
会に参加していただくため、開催
内容についてあらゆる情報媒体を
利用し広報に努めてまいりたいと
考えております。

今後とも、国の動向や費用対効
果を踏まえる中で情報化施策を推
し進め、効率的で高度な行政運営
を図るとともに、市民の皆様の情
報活用能力の向上を支援してま
いりたいと考えております。

乳幼児医療費の保護者 負担金の廃止と通院乳 幼児の年齢引き上げに ついて

問 昨年の人口動態統計では、
離婚は二十四万組と過去最
多、出生率は史上最低の一・二八
人と、少子化が進んでおり社会に
及ぼす影響は深刻であると考
えております。民法ラジオの既婚男女
デイスクジョッキーでは、子供は
不要、子育てが大変、自信がない、
などと語っていたと聞いていま
す。最近の若い夫婦を対象とした
アンケート調査によれば理想の子
供の数に關しては、二人から三人
と答える人の割合が増えていると
の報告も出されています。

しかし、現実には住宅事情や教育
費の過重な負担、また、年金・医
療制度などを初めとする将来への
不安感から、子供を生み育てるこ

とに消極的になつてゐる夫婦が多
いことも事実であります。出産や
子育てへの不安と現実的な障害の解
消策が強く求められてゐます。こ
のような深刻な時代背景の中、子
供を生み育てておられるご夫婦、
また、二人以上の子供を生み育て
ておられるご夫婦は、まさに国の
宝といつても過言ではないと思ひ
ます。さらなる制度の充実を目指
した取り組みが必要であります。

この乳幼児医療費の助成拡大に
ついては、本年四月山梨県におい
て、制度改正がなされ、これまで
の三歳未満児までを五歳未満児ま
でに引き上げ、入院については未
就学児の六歳以下まで拡大し子育
ての経済負担を軽くする子育て支
援策となつており大変に評価する
ものです。

こうした県の制度改正を受け、
都留市においても、小林市長の決
断により本年三月の定例市議会の
おいて、少子化対策の一環として
乳幼児医療費助成金支給年齢の引
き上げのための条例改正案が提出
され審議採択されて四月より施行
され大変に喜ばれてゐるところで
あります。

しかし、私は、この深刻な少子
化の現況を考えると今一歩踏み
込んだ手厚い助成がなされてもよ
いのではないかと思ひます。

この条例改正は、県の補助要項
を踏まえての改正であり、地方分
権が進むなかで自治体としての主
体性に欠けるのではないかと思
ひます。県との難しい問
題も絡んでゐると思つてゐるこ
ろであります。深刻な少子化問題

に対して真剣に子育て支援に取
り組むべきであるとの観点から
お伺ひします。

(一) 保護者の乳幼児一人につき
一部負担金月額七百円についてで
あります。単純に計算して二人で
は千四百円、三人では一月、負担
金は二千円となり、私は未
来の大事なお子様を育てられて
いる方々に経済的負担を軽減して
あげべきだと考えます。故に、こ
の一部負担金の七百円は廃止すべ
きであると強く主張するものでご
ざいます。甲府市をはじめ、す
でにこの負担金を廃止している市町
村もありません。近隣大月市では、
十三年度より廃止するようです
が、市行政としてどのように考
へておられるのか、また、時期に
ついては、新年度(十三年四月)実
施に向け取組を願うものですが如
何でしょうかお伺ひいたします。

(二) 通院乳幼児についても、入
院乳幼児とおなじ年齢まで引き上
げるべきであると思ひます。市財
政の厳しさは私も認知してありま
すが、先に述べたように深刻な少
子化に歯止めを掛けるためにも、
また、安心して子供を生み育てら
れる環境作りの一環として、年齢
の引き上げは必至であると考えま
す。助成をするのなら思い切つた
大胆な助成をなすべきでありま
す。

なお、時期については、先にお
べたと同じ時期に実施されるよう
願うものであります。

近年、結婚に対する若者の
意識の変化、仕事と育児の
両立が容易でない現状や養育費の

負担の増大などを背景として、出
生率の低下とともに、子どもの数
が減り続け、「少子化」が急速に
進んでおります。このまま少子化
の傾向が続くと、子ども同士のふ
れあいの減少などにより、自立性
や社会性が育ちにくいこと、将来
の社会を支える若年労働者の減少
等による社会経済全般の活力の低
下、社会保障負担の増大などの影
響が懸念されております。こうし
た状況を踏まえ、子ども自身が健
やかに育ち、子育てに喜びや楽し
みを持てるような、安心して子ど
もを生み育てることが出来る子育
て支援社会を形成していくことが
必要であります。

本市におきましては、これまで
にも住環境や教育環境の整備を
図り、子どもを育てやすい環境づく
りに努めてきたところあります
が、今後、「ウェルネスアクシ
ョン・つる」の実施を通して、子ど
もを生み育てることに夢を持つ
社会の実現を図つてまいりたいと
考えております。

最初に、保護者負担金の廃止に
ついてであります。

乳幼児医療費助成事業は、山梨
県の「乳幼児医療費助成金交付要
綱」の改正に伴い、本年四月から、
対象年齢を大幅に引き上げると
ともに、乳幼児一人につき、月額七
百円を限度に負担をお願いしてい
るところであります。

また、医療機関での負担金の徴
収が困難なことから、国民健康保
険加入者も含めすべて償還払方式
となつております。
しかし、今まで保護者負担金の

無かつた三才未満児の保護者に対
しましては「サービスの後退」の
イメージが強く、多くの方より子
育てに対する保護者の経済的負担
の軽減を図るよう要望されてゐる
ことから、それらを考えあわせ保
護者負担金につきましては、廃止
に向け検討してまいりたいと思
ひます。

次に、通院乳幼児の年齢引き上
げについてであります。
県内の乳幼児医療費助成実施状
況を見ますと、ほとんどの市町村
が通院については五歳未満児ま
で、入院については未就学児ま
でとなつております。

ご質問の、未就学児童までへの
引き上げにつきましては、子育て
に対する支援策として有効な手段
と考へておりますが、対象年齢を
大幅に引き上げたところであり、
財政負担を考へますと大変厳しい
状況と受けとめております。

また、保護者負担金廃止も合
考へて考へる必要があることから、
今後、現行制度における助成実績
等を踏まえて、慎重に検討してま
いりたいと思ひます。

音楽療法士による 音楽療法の導入に ついて

最近音楽療法による療法が
重視されております。音楽
は直接人間の心身に働きかけ高齢
者や病人あるいは心身障害者・児
等の健康や心の豊かさなど心身の
活性化に大きな効果を与え事が知

られています。音楽療法はこうした音楽の力を活用して、対象者の心身機能の回復や賦活あるいは健康の維持を図ろうとするものであります。

音楽療法については、既にアメリカ、イギリス、ドイツ、カナダやオーストラリアなどの欧米などにおいて早くから実施されており、特にアメリカにおいては一九九一年に高齢者法の中に音楽療法が位置付けられて、高齢者や心身障害者・児等の国民の健康回復や維持に大きな力を発揮しているといわれています。

我が国では奈良市や岐阜県等において先駆的試みが行われその効果が確認されて徐々に全国各地に音楽療法に対するニーズが広がっています。

音楽療法は現在までに、高齢者、痴呆患者、脳血管障害後遺症患者、パーキンソン氏病、心身症患者、成人及び小児の心身障害者、末期患者などに適用され、効果を上げていくといわれます。特に音楽療法は医療や福祉等のチーム医療の中でその効果が発揮されていると言われています。高齢者や心身障害者・児等に対する有力な医療方法として、私は都留市においても、音楽療法の導入と音楽療法士の養成をする必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

答 近年、痴呆高齢者を対象に心身の機能の維持、改善をめざして、介護老人保健施設や特別養護老人ホームにおいて、音楽を聞かせたり演奏するといった療

法を取り入れた、心の健康管理が試みられております。その中には、極めて高度な入浴拒否者が音楽を聞くことにより良好な結果を得た事例や入所者同士の疎外感の解消などが図られた事例が報告されております。

いずれにいたしましても、現在、多くの施設等で検討試行がなされている状況であります。介護老人保健施設「つる」においては、施設生活を楽しく豊かなものにするため、全入所者を対象にレクリエーション、リハビリの一貫として、職員と共に歌ったり、楽器を使用しての音楽療法を週一回メニューとして取り入れ実践しているところであります。

なお、音楽療法士については、その制度的確立がされておられませんので、今後の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

リバース・モーゲージ制度について

問

高齢化が進む中、近年、一人暮らし老人や同居老人夫婦世帯が増加しています。このような高齢者の方々が住んでいる住宅や土地を担保にして高齢者の生活費や介護費等を金融機関や自治体から融資を受け、死亡後、担保となった住宅や土地等を売却して精算するというリバース・モーゲージ（逆住宅・土地ローン）制度が最近注目を集めております。

この制度は年金以外の収入がな

く、十分な生活費や医療・介護等が得られず困窮している高齢者世帯や現在以上の生活向上を望む高齢者世帯にとっては必要な制度と言えます。高齢者が安心して老後生活を送るための費用を得る一つの手段として普及すべき制度であるとおもいます。既に、こうした考えに立ったリバース・モーゲージ制度が武蔵野市をはじめとして、現在十七自治体において、金融機関と連携して実施されており、老後生活の安定と向上に一定の役割を果たしていると言われております。

制度実施自治体、神戸市の制度の例をあげますと、一項として神戸市災害高齢者向け終身生活貸し付け、二項として市内に不動産を持つ六十五歳以上の高齢者が対象、三項として、神戸市民福祉振興協会が民間金融機関の融資をあつせんし、土地の評価額の七〇%、マンションなら評価額の五〇%の範囲で、月額で最高十万円を終身、貸し付ける。四項として融資残高は死亡時点で売却し精算する仕組み（日十・八・十一読売）の制度となっております。

このリバース・モーゲージ制度を取り入れることにより、活用できる高齢者の方々が安心して老後の生活を送り、都留市に住んでいてよかつた、喜んでいただけるのではないおかつたの思いから、リバース・モーゲージ制度の導入を提案します。

答 現在、我が国は、核家族化や将来の社会を支える若年労働者の減少等により、社会経済

全般の活力の低下、社会保障負担の増大などの影響が懸念されております。こうした中、我が国が実施して来た国民皆年金制度は、今後における負担増を現役組、高齢者、国が応分に引き受けるという新たなルールを確立することが求められております。

一方では、高齢者が将来ゆとりある生活を送るためには、自助努力が欠かせない状況となり、公的年金制度を補完、上乘せという基本的な意義をもつリバース・モーゲージが個人年金や企業年金、貯蓄などとならんで、一つの大きな選択肢として注目されております。

近年、核家族化の進行により老夫婦だけで土地つきの家に住んでいることも多く、今後そのような家庭が増加していくものと予測されており、この制度の利用は場合によっては家族間の問題に発展する可能性もあります。

すでに制度を導入している自治体などの状況を見ますと、あらかじめ相続人の同意を得て行うなど、相続問題は今後大きな検討課題になって行くものと考えられます。

また、運用面については、現在、不動産の価値は予測が非常に困難な状況で、いつ急激に価値が下がるかわからないことや、高齢者の余命も予測が難しく、制度の利用者数や利用年数の長短によって融資する側に過大な負担が生じる場合も出てまいります。

さらに、我が国の生活ルールと「持ち家」観は外国とは異なり、先祖代々守ってきた不動産を売ることへの抵抗感など、さまざまな問

題も指摘されております。しかし、本制度は、二十一世紀の超高齢社会において、所得の低い高齢者が安心してゆとりある老後を送るための選択肢として可能性の高い制度であり、現在、厚生省や年金福祉事業団等においても導入を踏まえ研究を重ねているところであり、ますので、既に実施している市町村等の状況も調査する中で検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

大幡川沿いのゴミの不法投棄について

問

第二次森改造内閣がスタートした今、新世紀を控え政治、経済、社会などあらゆる分野での改革が求められている時ではないでしょうか。来年一月六日から中央省庁は、現在の一府二十二省庁から一府十二省庁へと再編されますが、これは明治維新以来の大改革であると思っております。

地方においても、地方分権、規制緩和、市町村合併など避けては通れない変革の時期を迎えていると思っております。私は、最終的な目的は行政の仕組みが、簡素で効率的で透明な行政の実現にあると思っております。また、我が国経済の最近の動向をみますと、経済企画庁が四日発表した国民所得統計によりますと七月から九月期の国内総生産は、前期に比べて〇・二%の増、四期連続のプラス成長になると発表がありました。地方においては実感できないと思っております。